

任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 の規定に基づき退職後も引続き共済組合の短期給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、申出及び保険料の払込み等の手続きを退職の日から起算して 20 日を経過する日までに行うこととされております。このことから、本来の手続きでは退職の際に組合員証及び組合員被扶養者証を所属所を經由して返納のうえ、保険料の払込みをしていただくことにより任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証（以下「任継組合員証等」という。）を発行しておりますが、年度末に伴い組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、任意継続組合員の申出手続きを下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 令和 3 年度末退職者で年度内に手続きを希望される方について

所属所を經由して次のとおり年度内に手続きを行っていただくことにより、4 月 1 日から任継組合員証等が使用できます。

任意継続組合員の資格取得について、年度内でなくても下記 2 の方法により、退職後 20 日以内であれば手続きを行えます。

健康保険の重複加入を防ぐためにも、4 月 1 日以降の状況が未確定（再就職の可能性ある、家族の扶養に入れる可能性ある等）の方については、必ず下記 2 の手続きで申し出を行ってください。

また、掛金納入後の資格取得の取り下げの場合は掛金の還付までに時間を要しますので、年度内に手続きを希望される際には、くれぐれも慎重に判断していただきますようお願いいたします。

(1) 「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

共済組合への提出期限は令和 4 年 3 月 2 日(水)となりますので、所属所の指定する日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合事務担当課に提出してください。

なお、「任意継続組合員資格取得申出書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 保険料及び払込通知の送付について

保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料（40 歳以上 65 歳未満の方が対象）があります。保険料は、次の①・②のうちいずれか少ない額に、短期・介

護の保険料率を乗じて算出します。(11月に開催しました退職予定者説明会において出席者の方には標準報酬の月額の取扱いについて改正が予定されている旨のご説明をいたしました。令和4年度においては前記のとおり現在と同様の取扱いといたします。)

なお、払込方法は、月払い、半年払い、年払い(年度単位)の3通りがあり、半年払いと年払いには前納割引制度が適用されます。申出者ごとに保険料の調定計算を行い、振込依頼書を令和4年3月7日(月)に所属所宛て送付しますので、振込依頼書により払い込んでいただくこととなります。

①退職時の標準報酬の月額

②令和3年9月30日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額

(参考：令和3年9月30日の平均標準報酬月額の見込み 380,000円)

短期保険料(月額) = ①・②のいずれか少ない額 × 令和4年度短期保険料率

(参考：令和3年度は 96/1,000)

介護保険料(月額) = ①・②のいずれか少ない額 × 令和4年度介護保険料率

(参考：令和3年度は 17.74/1,000)

※ 令和3年9月30日の平均標準報酬月額及び令和4年度の短期・介護保険料率は3月上旬頃決定します。

※ 被扶養者の有無にかかわらず、上記の算定額が保険料となります。

《参考》 標準報酬月額 380,000円、令和3年度の掛金率による計算例

短期任意継続掛金(月額) 36,480円 介護任意継続掛金(月額) 6,741円 合計 43,221円

	年間払込金額	毎月払いと比較した割引額
毎月払い	518,652円 (各月 43,221円 × 12月)	—
半年前納払い	513,600円 (4月～9月分 257,219円 10月～翌年3月分 256,381円)	5,052円
1年前納払い	509,444円	9,208円

上記以外の標準報酬月額に対応する任意継続掛金額については、別表「令和3年度 任意継続掛金早見表」をご参照ください。

(3) 保険料の払込期日

令和4年3月17日(木)となります。

※ 期日までに払込みがなされないときは、退職日までに任継組合員証等が交付できない場合がありますので、ご了承ください。

(4) 任継組合員証等の交付について

令和4年3月17日(木)までに払込手続きが完了された方に対して、令和4年3月23日(水)に所属所宛てに任継組合員証等を送付しますので、退職の際に共済組合事務担当課においてお手持ちの組合員証及び組合員被扶養者証と必ず交換のうえ受理してください。

2 年度末退職者で上記1の例によらず、退職日以後に手続きをされる方について

所属所を経由することなく、令和4年4月20日(水)までに直接退職者から本組合宛てに「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。その後の通知等についても、直接本組合から任意継続組合員宛てに郵送します。ただし、組合員証及び組合員被扶養者証については、退職の際に所属所の共済組合事務担当課を経由して返納していただきますようお願いいたします。

3 国民年金への加入について

60歳未満で退職したときは、60歳になるまで国民年金に加入する必要があります。お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金の加入の手続きを行ってください。また、在職中に被扶養者になっていた配偶者が60歳未満の場合、退職に伴い「国民年金の第3号被保険者」の資格がなくなります（「国民年金の第1号被保険者」となる）ので、お住まいの市町村の国民年金担当課で配偶者の国民年金の加入の手続きを行ってください。

4 被扶養者について

在職中に認定されていた被扶養者につきましては任意継続組合員の資格取得後も引続き被扶養者となりますが、組合員被扶養者証の有効期限の記載内容が以下の状況にある方につきましては、継続認定又は取消の申告が必要となります。また、有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、取消の申告が必要となります。

(1) 有効期限が組合員の退職日と同日の方

① その後も被扶養者としていたい場合

被扶養者の継続認定の申告が必要になりますので、令和4年4月28日(木)までに「被扶養者申告書」及び必要書類を提出してください。

② 有効期限をもって被扶養者を取消する場合

被扶養者の取消の申告が必要になりますので、令和4年4月1日以後速やかに「被扶養者申告書」及び必要書類を提出してください。

(2) 任意継続組合員期間中に有効期限が到来する方

任意継続組合員資格取得時には、その方の「任意継続組合員被扶養者証」は発行されますが、有効期限後は(1)の取扱いと同様になります。

担当課：保健課

資格・調定担当 中村

資格担当 渡辺

TEL：055-232-7311

◆令和3年度 任意継続掛金早見表◆ (任意継続組合員資格取得月が4月の場合)

報酬月額 (円)	等級	標準報酬月額 (千円)	①毎月払い				②半年前納払い						③1年前納払い			
			短期掛金	介護掛金	毎月合計	年間合計	前期短期掛金	前期介護掛金	前期合計 (4月～9月)	後期短期掛金	後期介護掛金	後期合計 (10月～翌年3月)	年間合計	短期掛金	介護掛金	年間合計
円以上 ～ 円未満			96%	17.74%			96%	17.74%		96%	17.74%			96%	17.74%	
0 ～ 93,000	(1級)	(98)	9,408	1,738	11,146	133,752	55,990	10,343	66,333	55,807	10,310	66,117	132,450	110,892	20,486	131,378
93,000 ～ 101,000	1級	98	9,408	1,738	11,146	133,752	55,990	10,343	66,333	55,807	10,310	66,117	132,450	110,892	20,486	131,378
101,000 ～ 107,000	2級	104	9,984	1,844	11,828	141,936	59,417	10,974	70,391	59,224	10,938	70,162	140,553	117,681	21,735	139,416
107,000 ～ 114,000	3級	110	10,560	1,951	12,511	150,132	62,845	11,611	74,456	62,640	11,573	74,213	148,669	124,470	22,996	147,466
114,000 ～ 122,000	4級	118	11,328	2,093	13,421	161,052	67,416	12,456	79,872	67,196	12,415	79,611	159,483	133,523	24,670	158,193
122,000 ～ 130,000	5級	126	12,096	2,235	14,331	171,972	71,987	13,301	85,288	71,752	13,258	85,010	170,298	142,575	26,344	168,919
130,000 ～ 138,000	6級	134	12,864	2,377	15,241	182,892	76,557	14,146	90,703	76,307	14,100	90,407	181,110	151,627	28,018	179,645
138,000 ～ 146,000	7級	142	13,632	2,519	16,151	193,812	81,128	14,991	96,119	80,863	14,942	95,805	191,924	160,680	29,691	190,371
146,000 ～ 155,000	8級	150	14,400	2,661	17,061	204,732	85,698	15,836	101,534	85,419	15,785	101,204	202,738	169,732	31,365	201,097
155,000 ～ 165,000	9級	160	15,360	2,838	18,198	218,376	91,411	16,890	108,301	91,113	16,835	107,948	216,249	181,048	33,451	214,499
165,000 ～ 175,000	10級	170	16,320	3,015	19,335	232,020	97,125	17,943	115,068	96,808	17,885	114,693	229,761	192,363	35,538	227,901
175,000 ～ 185,000	11級	180	17,280	3,193	20,473	245,676	102,838	19,002	121,840	102,502	18,940	121,442	243,282	203,679	37,636	241,315
185,000 ～ 195,000	12級	190	18,240	3,370	21,610	259,320	108,551	20,056	128,607	108,197	19,990	128,187	256,794	214,994	39,722	254,716
195,000 ～ 210,000	13級	200	19,200	3,548	22,748	272,976	114,264	21,115	135,379	113,891	21,046	134,937	270,316	226,310	41,820	268,130
210,000 ～ 230,000	14級	220	21,120	3,902	25,022	300,264	125,691	23,222	148,913	125,281	23,146	148,427	297,340	248,941	45,993	294,934
230,000 ～ 250,000	15級	240	23,040	4,257	27,297	327,564	137,117	25,335	162,452	136,670	25,252	161,922	324,374	271,572	50,177	321,749
250,000 ～ 270,000	16級	260	24,960	4,612	29,572	354,864	148,544	27,447	175,991	148,059	27,358	175,417	351,408	294,203	54,361	348,564
270,000 ～ 290,000	17級	280	26,880	4,967	31,847	382,164	159,970	29,560	189,530	159,448	29,463	188,911	378,441	316,834	58,546	375,380
290,000 ～ 310,000	18級	300	28,800	5,322	34,122	409,464	171,396	31,673	203,069	170,837	31,569	202,406	405,475	339,465	62,730	402,195
310,000 ～ 330,000	19級	320	30,720	5,676	36,396	436,752	182,823	33,779	216,602	182,226	33,669	215,895	432,497	362,096	66,903	428,999
330,000 ～ 350,000	20級	340	32,640	6,031	38,671	464,052	194,249	35,892	230,141	193,615	35,775	229,390	459,531	384,726	71,087	455,813
350,000 ～ 370,000	21級	360	34,560	6,386	40,946	491,352	205,676	38,005	243,681	205,005	37,881	242,886	486,567	407,357	75,272	482,629
370,000 ～ 395,000	22級	380	36,480	6,741	43,221	518,652	217,102	40,117	257,219	216,394	39,987	256,381	513,600	429,988	79,456	509,444

(注1) 介護掛金の対象者は、40歳以上65歳未満の組合員です。

(注2) 任意継続掛金の基準となる標準報酬月額の上限は22級380,000円です。